

第1章

総論

第1節 計画の基本的事項

第2節 障がい者を取り巻く現状

第1節 計画の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

本市では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を基本理念として「会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

計画期間中、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)(令和4年5月施行)により、日常生活及び災害時の情報格差の解消が進められています。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)(令和6年4月施行予定)により、障がい者の地域生活や就労支援の強化が示され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)(令和6年4月施行予定)により、事業者へ合理的配慮の提供についての義務化が明記されました。また、障害者権利条約(平成26年2月)の締結に基づく、国連の障害者権利委員会による国への審査と勧告(令和4年9月)が行われ、障がい者施策の一層の取組が期待されています。

こうした障がい者施策の動向と、前計画の取組の成果を踏まえながら、令和6年度以降の本市の障がい者施策を総合的に推進していくための指針となる新たな「第4次会津若松市障がい者計画」並びに「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

第2 計画の性格と位置づけ

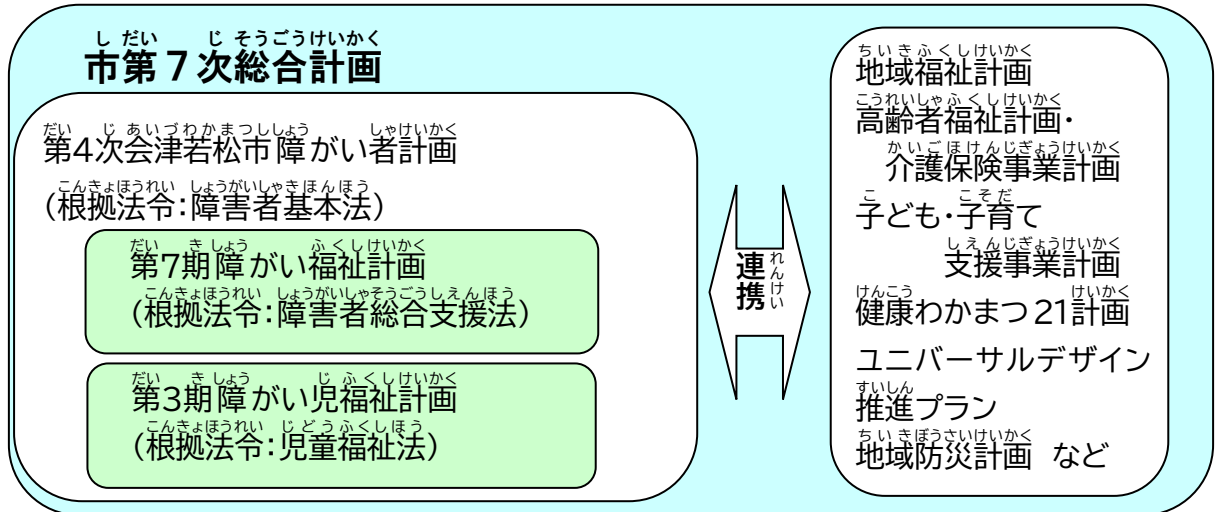
「第4次障がい者計画」は、本市のまちづくりの目標を示す最上位計画である「会津若松市第7次総合計画」のもと「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」など関連する計画との整合を図りながら、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができま

「第7期障がい福祉計画」は、障がいのある人が地域で暮らしていくうえで基礎となる福祉分野の各種事業について目標値などを定め、その着実な実施を図ります。

「第3期障がい児福祉計画」は、障がい児の健やかな育成のための各種事業について目標値などを定め、支援体制の計画的な整備を図ります。

なお、これらの計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標達成に寄与するものです。





第3 計画の期間

「障がい者計画」は、障害者基本法に基づき障がいのある人が暮らしやすくなるための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。また、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という）で各自治体の状況に応じ柔軟な設定が可能であるとされたことを踏まえ、障がい者計画との整合性のもと一体的な取組を進めるために6年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画も国の施策動向に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次 会津若松市障がい者計画					
第7期 障がい福祉計画					
第3期 障がい児福祉計画					

第4 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、

人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員であることを認め合い、支え合える社会である「共生社会の実現」は、障害者基本法にうたわれている普遍的な理念であり、市第7次総合計画でも本市が目指す姿として掲げています。

第4次障がい者計画においても、市第7次総合計画のもと、「共生社会の実現」を基本理念とします。

第5 基本目標

地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち

ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち

自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち

誰もが安心して暮らすことができるまち

基本理念である「共生社会の実現」を達成するために、4つの基本目標を定めます。

特に合理的配慮の提供は、障害者差別解消法の改正により令和6年4月から事業者にも義務化され、障がいのある人の日常生活や社会生活のさまざまな場面において対応が求められます。

本市では、令和5年3月に「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。条例では、障がい特性に応じたコミュニケーション手段への理解や環境づくりを進めることで、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を目指しています。

合理的配慮の推進とライフステージに応じた支援のもと、障がい特性に応じたコミュニケーションと地域の理解により、障がいのある人一人ひとりが自らの生き方を自ら選択し、地域社会の一員として、自分らしく、安心して生活ができる会津若松市を目指します。

第6 基本方針

第4次障がい者計画では、基本目標の達成のため、次の6つの基本方針を定めます。

1 合理的配慮の推進

障害者権利条約では、障がいのある人の社会参加の制限・制約は、障がいのある人個人によるものではなく、社会によって作られる問題であるという考え方が示されています。共生社会を実現していくためには、社会に存在する障壁(バリア)を解消していくことが必要です。

改正障害者差別解消法では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により虐待や差別の解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインの推進を通して、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう、市民、事業者と協働で取り組んでいきます。

2 地域で支え合える関係づくり

東日本大震災以降も、令和元年東日本台風による被害など様々な自然災害が発生しており、自然災害に備えて地域による支え合いやつながりの重要性が増しています。日頃から、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築いていくことが必要です。気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組んでいきます。

3 自己実現を可能とする活動の推進

地域で生き生きと心豊かに暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動など余暇時間の充実が大切です。障がいのある人がそれらの活動に主体的に参加し他者との交流を楽しみ、生活の質を高めていくことで、自分らしく生活することのできる支援体制づくりに取り組んでいきます。

4 雇用・就業の促進

人々の多くが働くことで、生活の糧を得るだけでなく、生きがいを感じ、社会に貢献しています。しかし、働く意欲、能力などがあっても、機会が得られずに、働くことができない障がいのある人がいます。企業などに対して障がい者理解を促進することで、障がいがあっても、働く意欲、個性及び能力を活かし、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

5 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健全な成長のためには、障がいの状況や年齢などに対応したきめ細かな療育や教育が受けられることが必要であり、家族への支援も併せて行うことが重要です。

障がいのある子どもが同年代の障がいのない子どもと等しく地域の中で学び、遊びや余暇を楽しみながら成長する権利を保障するため、障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援や育成環境の整備など、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

6 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域での生活を選択して、安心して暮らし続けるためには、地域社会における支援体制を充実していくことが重要です。

特に、障がいのある人が自らの意思で自己決定し、生き方を選択していくためには、地域において早期の課題把握と、個々に応じた相談支援体制の充実が必要です。

また、障がいの重度化や親亡き後の支援など多様化する課題に対応するため、支援する側が横断的な連携を図りながら、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組んでいきます。

第7 市民協働での仕組みづくり

計画の基本理念である「共生社会の実現」には、市民協働の取組が必要不可欠です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、雇用、労働等の関係機関、団体、民間事業者などで構成する「地域自立支援協議会」の場で意見交換を行いながら、障がいのある人が住みよいまちを目指して、次の6つの仕組みづくりに取り組んでいきます。

1 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域の様々な場面において合理的配慮の推進が必要不可欠です。すべての市民や事業者に障がいや障がいのある人への正しい理解が広がるための仕組みをつくっていきます。

2 地域で支え合う仕組みづくり

地域で暮らす障がいのある人の多くが、災害への備えなどに様々な不安を抱えています。障がいのある人と地域住民の顔の見える関係づくりや、日頃からの見守りや支え合いが行われるための仕組みをつくっていきます。

3 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動などに参加し、自分らしく生活するために必要な支援体制の仕組みをつくっていきます。

4 就労に向けた仕組みづくり

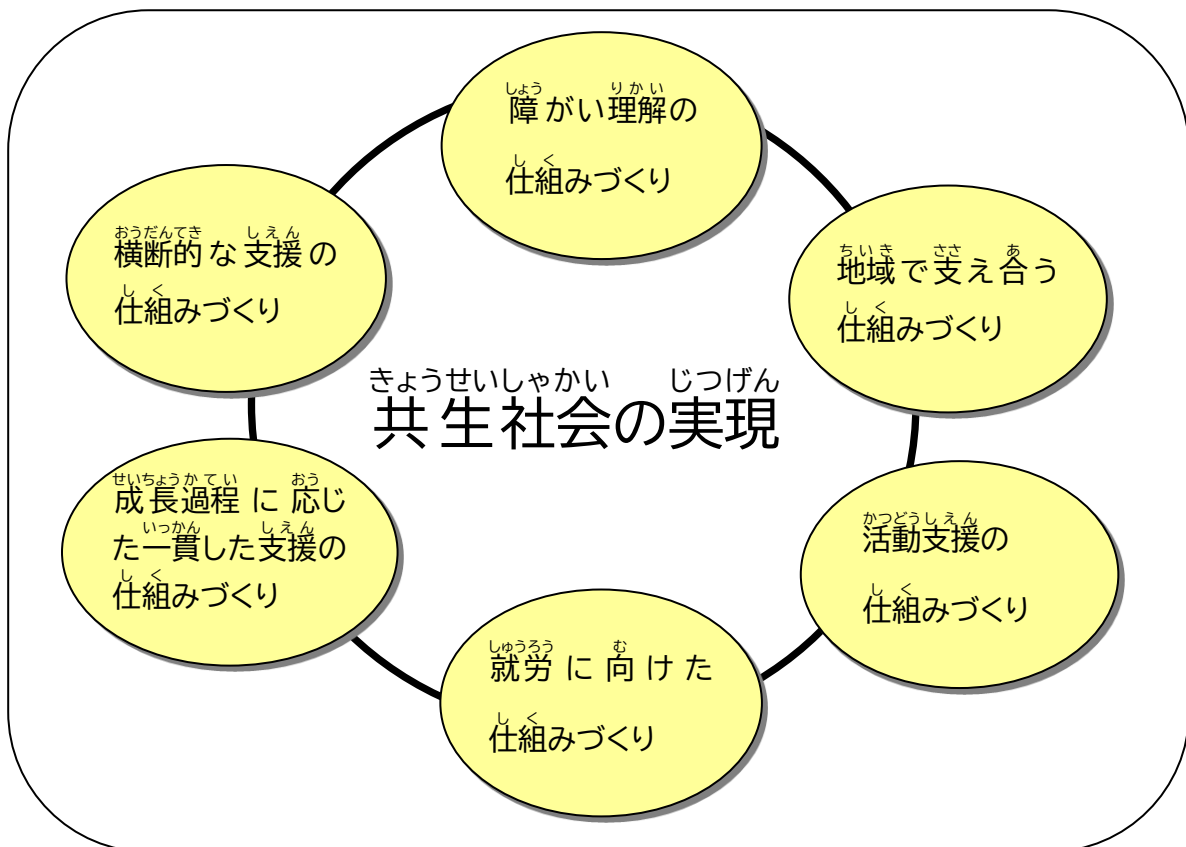
就労を希望する障がいのある人が、その能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるための支援の仕組みをつくっていきます。

5 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが、健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期から就学、卒業後まで、切れ目のない一貫した支援の仕組みをつくっていきます。

6 横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域のなかで暮らし続けることができるよう、福祉、保健、医療等の関係機関が課題を共有しながら連携し、地域での相談体制など障がいのある人を支援していくための仕組みをつくっていきます。



第8 計画の推進体制及び評価・見直し

1 庁内の推進体制

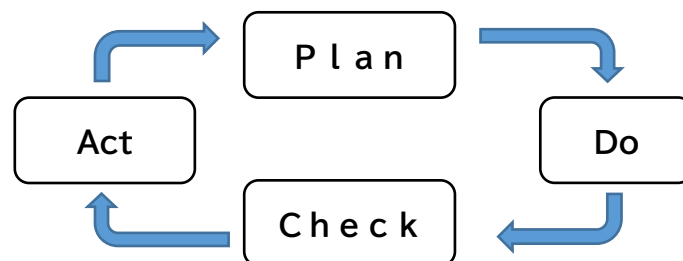
- 本計画は、障がいのある人のライフステージ、日常生活全般に関わる幅広い分野に及んでいます。庁内関係部署において連携を図りながら、計画に基づく施策の総合的な推進に取り組んでいきます。
- 特に、災害対策や権利擁護などについて、関係課との一体的な事業実施や包括的な相談窓口体制の構築などを進めていきます。
- 庁内における計画の推進については、関係課長により構成する「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議」において進行管理を行います。

2 庁外との協働、連携体制

- 保健、医療、福祉、教育、雇用、労働等の関係機関、団体、民間事業者などで構成する「地域自立支援協議会」による進行管理を行うとともに、障がい福祉サービス事業所で構成する「障がい福祉サービス事業所等連携推進会議」による活動などを通して連携強化を図り、計画に基づく施策の推進に取り組めます。
- 計画推進の柱となる6つの仕組みづくりについては、市民参加・協働のもとで地域自立支援協議会の専門部会が中心となって検討し、その実現に向けて取り組めます。

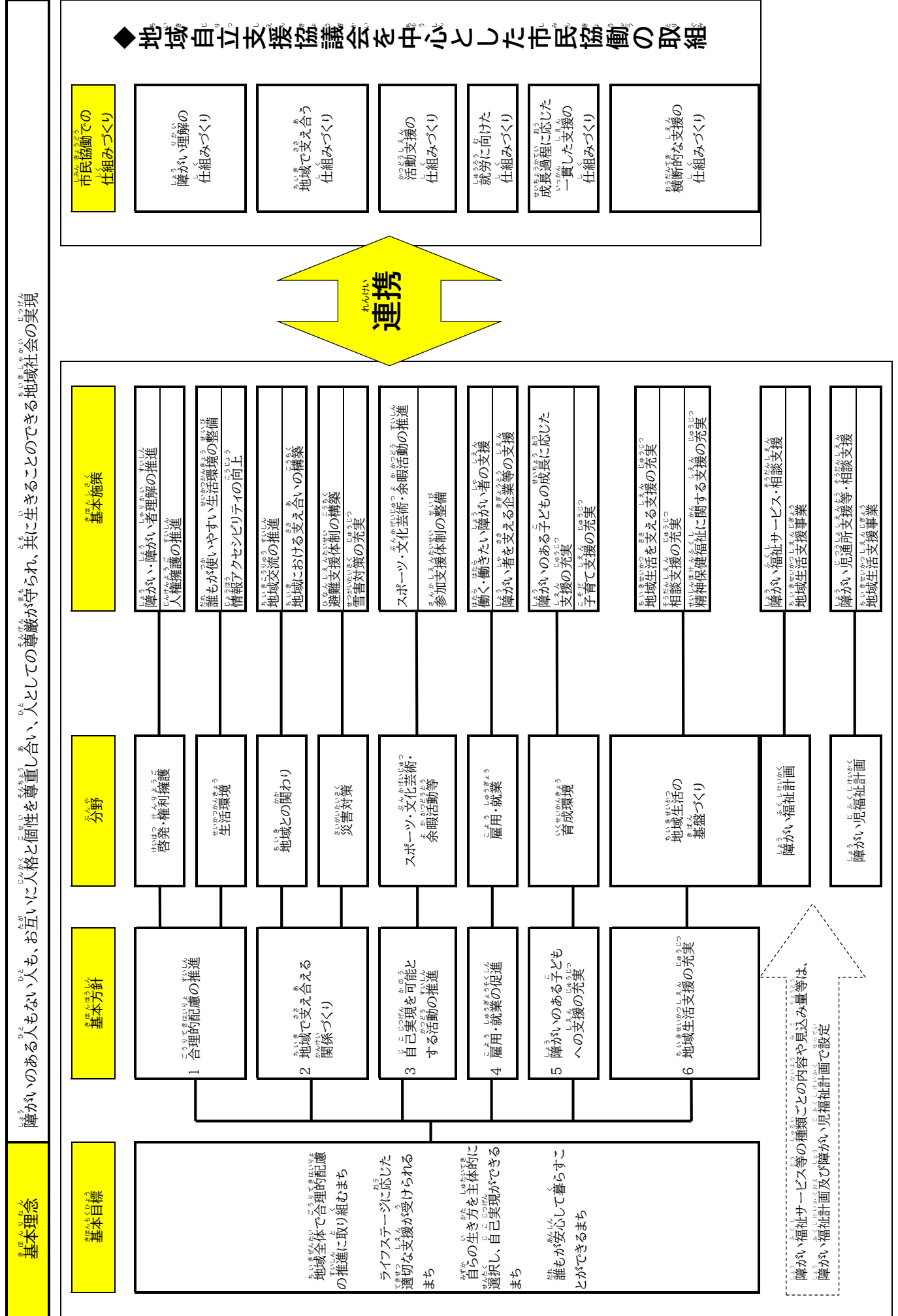
3 計画の評価・見直し

- 計画の推進にあたっては、地域自立支援協議会において点検、評価といった進行管理を行います。進捗状況の確認及び障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
- また、PDCA サイクルを用いて、「計画(Plan)」・「実行(Do)」・「評価(Check)」・「改善(Act)」のプロセスを実施します。



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第9 【施策体系と仕組みづくり】



第2節 障がいのある人を取り巻く現状

第1章 障がいのある人の状況

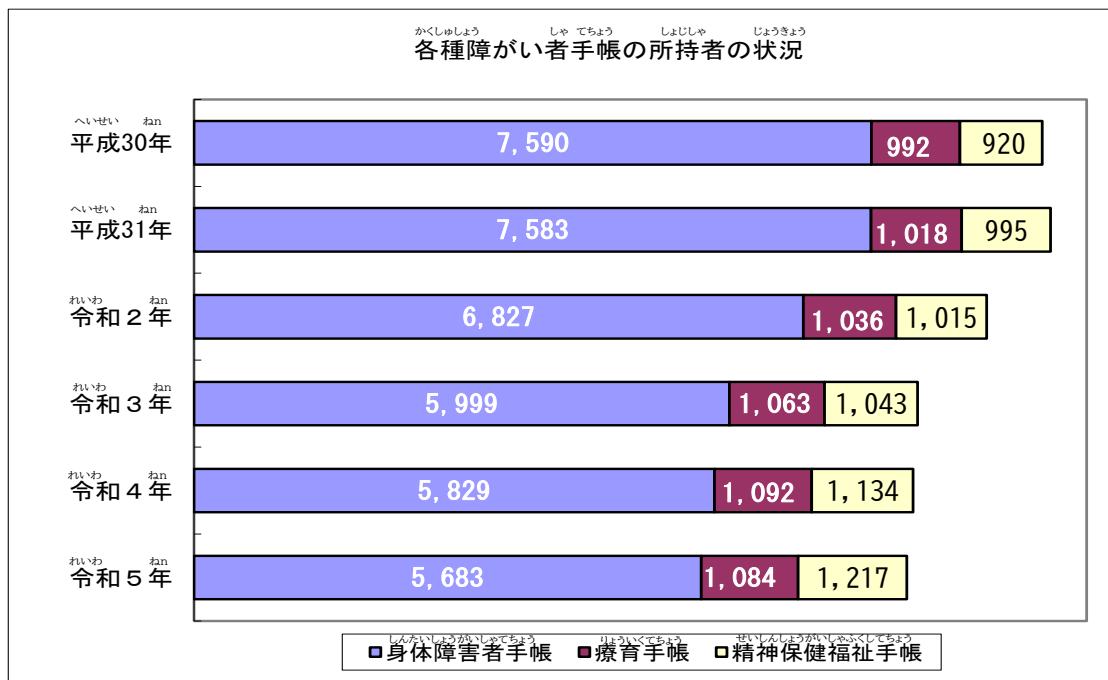
本市の障がい者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳が5,683人、療育手帳1,084人、精神保健福祉手帳1,217人と、平成30年と比較し1,518人（△16.0%）減少しています。本市人口の減少に伴う、身体障害者手帳所持者数の減少が主な要因ですが、一方で、精神保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。

各種障がい者手帳の所持者の状況

（単位：人、各年4月1日現在）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
身体障害者手帳	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829	5,683	△25.1
療育手帳	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3
精神保健福祉手帳	920	995	1,015	1,043	1,134	1,217	32.3
合計	9,502	9,596	8,878	8,105	8,055	7,984	△16.0
本市人口	121,068	119,876	118,643	116,450	114,980	113,007	△6.7
人口に占める割合	7.8%	8.0%	7.5%	7.0%	7.0%	7.1%	

※異なる種別の複数の手帳を所持している人については、重複しています。



1 身体障がい者の推移

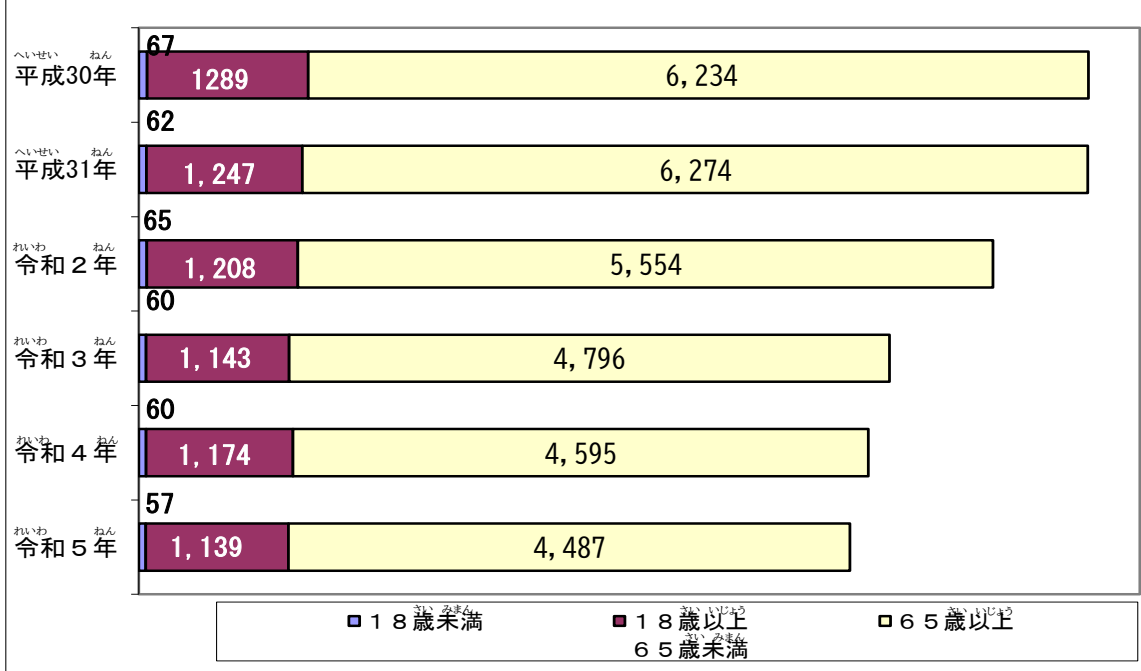
- ・年代別の身体障害者手帳所持者数は、全ての各年代において毎年減少しています。
- ・令和5年4月1日現在 65 歳以上の手帳所持者が全体の 79.0 %と高齢化が継続しています。
- ・障がいの等級別では、各等級全てにおいて、毎年減少しています。
- ・1 級及び2 級の重度身体障がい者の占める割合は、42 %～ 45 %で推移しています。

身体障害者手帳所持者の状況（年代別）

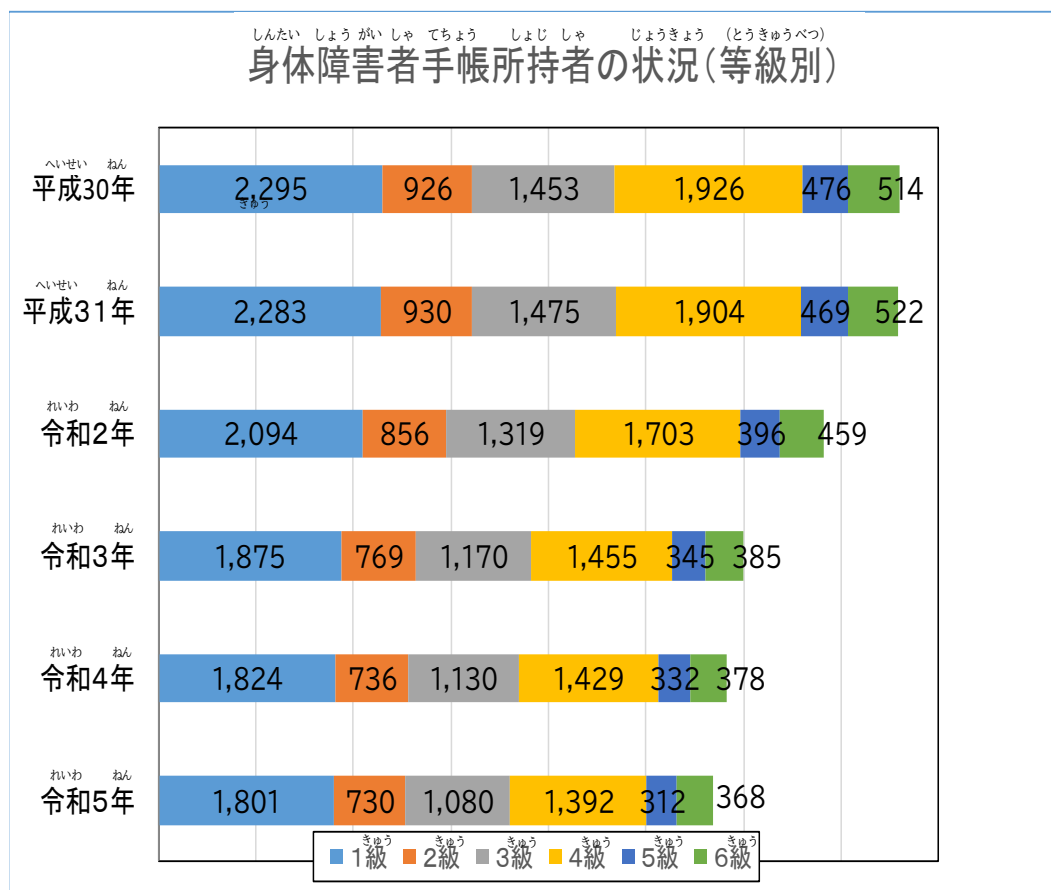
（単位：人、各年4月1日現在）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率%
18歳未満	67	62	65	60	60	57	△ 14.9
18歳以上	1,289	1,247	1,208	1,143	1,174	1,139	△ 11.6
65歳未満							
65歳以上	6,234	6,274	5,554	4,796	4,595	4,487	△ 28.0
合計	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829	5,683	△ 25.1

身体障害者手帳の所持者の状況（年代別）



きゅう 5級	476	469	396	345	332	312	△ 34.5
きゅう 6級	514	522	459	385	378	368	△ 28.4
ごうけい 合計	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829	5,683	△ 25.1



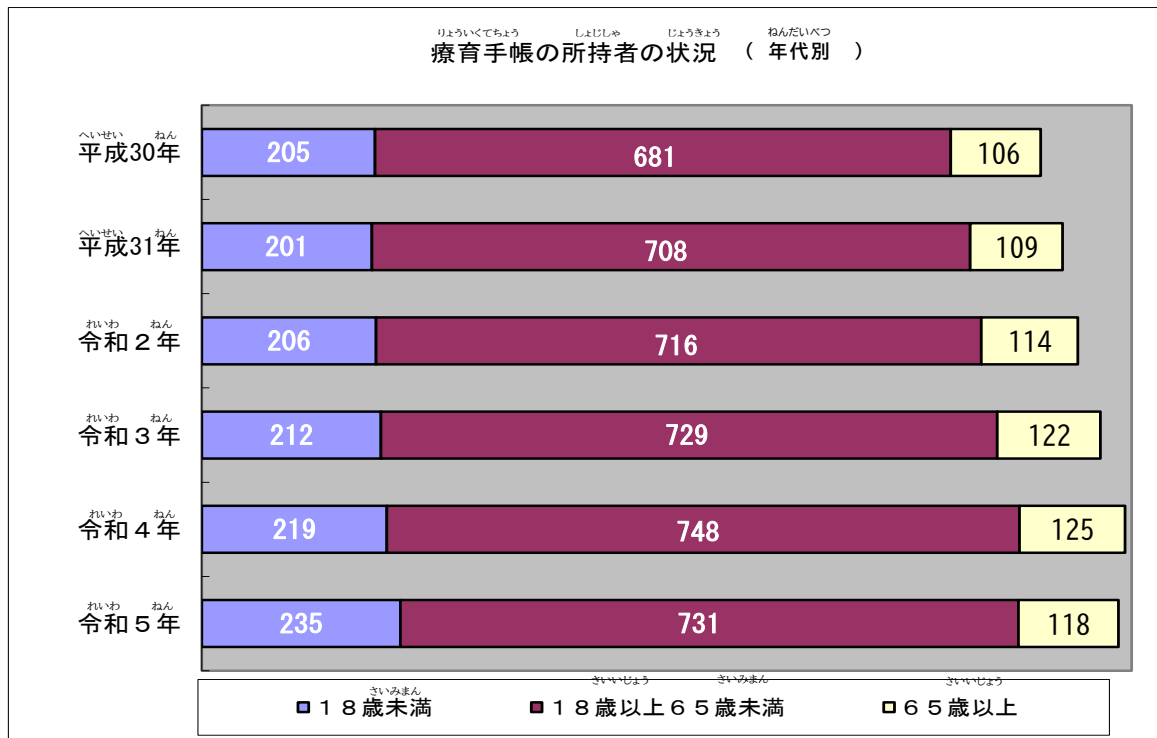
2 知的障がい者の推移

- 療育手帳所持者数は、6年間で92人（9.3％）増加しています。
- 全ての各年代において増加していますが、年代別では、18歳未満の手帳所持者30人（14.6％）増加しています。
- 障がいの程度別では、障がい程度A（重度）51人（15.8％）の増加が挙げられます。

療育手帳所持者の状況（年代別）

（単位：人、各年4月1日現在）

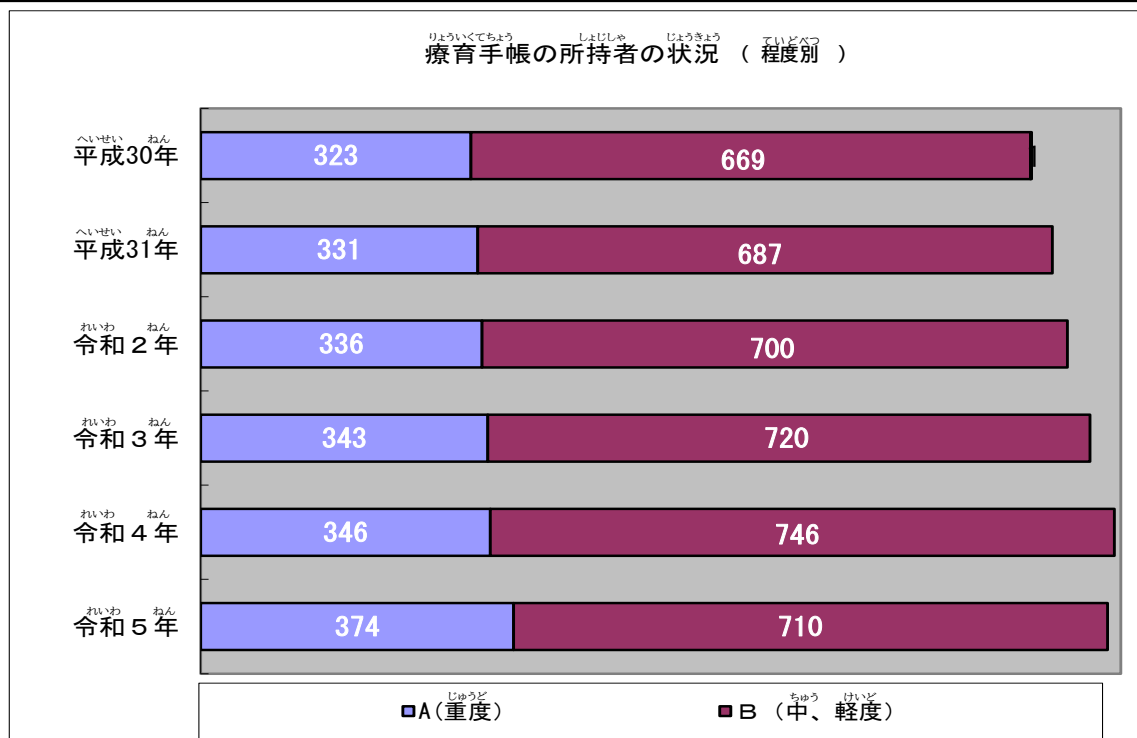
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
18歳未満	205	201	206	212	219	235	14.6
18歳以上65歳未満	681	708	716	729	748	731	7.3
65歳以上	106	109	114	122	125	118	11.3
合計	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3



療育手帳所持者の状況(程度別)

(単位:人、各年4月1日現在)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
A(重度)	323	331	336	343	346	374	15.8
B(中、軽度)	669	687	700	720	746	710	6.1
合計	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3



3 精神障がい者の推移

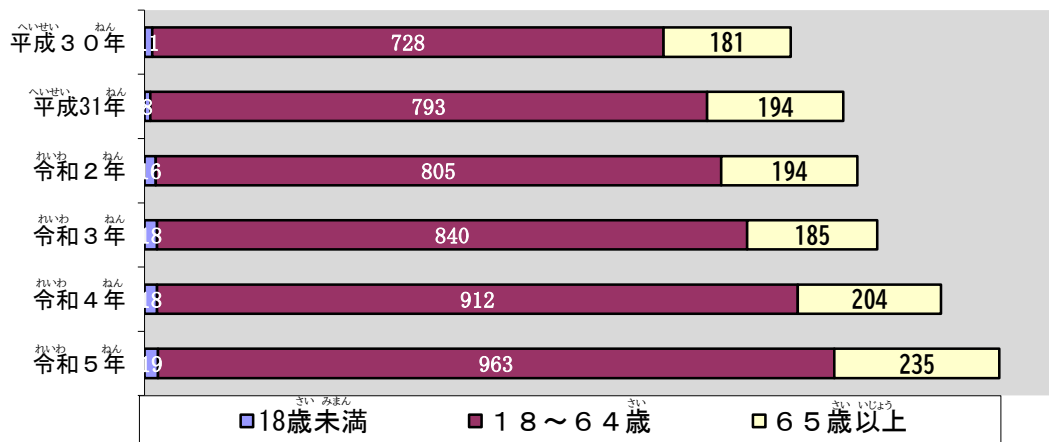
- ・精神保健福祉手帳交付者数は、6年間で 297 人（32.3 %）、自立支援医療（精神通院）受給者数は、232 人（12.3 %）増加しています。
- ・年代別では、18歳未満の手帳所持者が8人（72.7 %）増加しています。
- ・等級別では、3級の手帳所持者182人（48.1 %）増加しています。

精神保健福祉手帳交付状況(年代別)

(単位:人 各年4月1日現在)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
18歳未満	11	8	16	18	18	19	72.7
18～64歳	728	793	805	840	912	963	32.3
65歳以上	181	194	194	185	204	235	29.8
合計	920	995	1,015	1,043	1,134	1,217	32.3

精神保健福祉手帳交付者の推移（年代別）

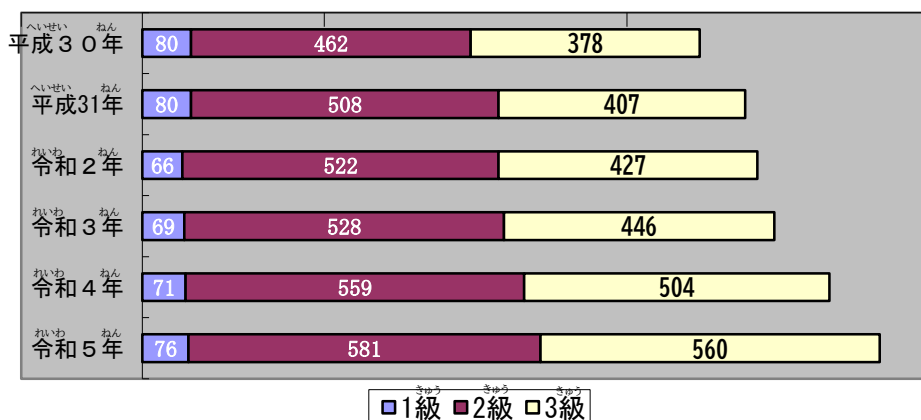


せいしん ほけん ふくし てちょう こうふじょうきょう どうきゅうべつ
精神保健福祉手帳交付状況(等級別)

たんい にん かくねん がつ にちげんざい
(単位:人 各年4月1日現在)

	へいせい ねん 平成30年	へいせい ねん 平成31年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	ぞうげんりつ 増減率% H30/R5
1級 きゅう	80	80	66	69	71	76	△ 5.0
2級 きゅう	462	508	522	528	559	581	25.8
3級 きゅう	378	407	427	446	504	560	48.1
ごうけい 合計	920	995	1015	1,043	1,134	1,217	32.3

せいしん ほけん ふくし てちょう こうふじょうきょう すいい どうきゅうべつ
精神保健福祉手帳交付者の推移 (等級別)



じりつ しえん いりょう せいしんつういん じゆきやうじやうきやう
自立支援医療(精神通院) 受給状況

たんい にん かくねん がつ にちげんざい
(単位:人 各年4月1日現在)

	へいせい ねん 平成30年	へいせい ねん 平成31年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	ぞうげんりつ 増減率% R5/H30
じゆきやうじやう 受給者数	2,019	2,041	1,942	1,980	2,020	2,122	5.1

4 難病患者の推移

- 平成 25 年から施行された障害者総合支援法により、障がい者の定義が見直され、国が指定する難病患者も新たに障がい福祉サービスの対象となりました。
- 指定難病の範囲は、毎年拡大しており、令和 5 年の指定難病医療費受給者数は、824 人でした。

特定医療費(指定難病)医療受給者の状況 (単位:人 各年3月31日現在)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
受給者数	762	751	789	876	790	824	8.1

会津保健福祉事務所調べ

5 障がい者雇用の推移

- 会津若松管内における障がい者雇用者数は、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で 4.5 人減少しました。
- 一方、令和 4 年度の実雇用率は、2.2 %と 0.18 ポイント増加し、労働者数に占める障がい者雇用の割合は、着実に増加しております。
- 全国と比較し 0.05 ポイント低いものの、県との比較では、0.01 ポイント上回っています。

障がい者雇用の状況 (各年6月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率% R4/H30
会津若松管内						
企業数(件)	204	202	198	207	202	△ 1.0
障がい者雇用数(人)	620.5	621.0	596.5	628.0	616.0	△ 0.7
実雇用率(%)	2.02	2.16	2.08	2.19	2.20	8.9
福島県の状況						
企業数(件)	1,425	1,464	1,456	1,512	1,520	6.7
障がい者雇用数(人)	4,949.50	5,126.0	5,170.50	5195.0	5264.5	6.4
実雇用率(%)	2.04	2.11	2.16	2.15	2.19	7.4
全国の状況						
企業数(件)	100,586	101,889	102,698	106,924	107,691	7.1
障がい者雇用数(人)	26,104,834.5	26,585,858.0	26,886,997.0	27,156,780.5	27,281,606.5	4.5
実雇用率(%)	2.05	2.11	2.15	2.2	2.25	9.8
法定雇用率(%)	2.20	2.20	2.20	2.30	2.30	4.5

第 2 国 の 障 が い 者 政 策 の 動 向

《障害者総合支援法の見直し》

平成 25 年 4 月、障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実 など障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に施行されました。障がいのある人の範囲の見直しや障害支援区分の創設、障がいのある人に対する支援、サービス基盤の計画的整備など障がい者福祉施策を講じています。また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、希望する生活を実現するため、令和 6 年 4 月からは改正障害者総合支援法が施行となります。

【改正の概要】

- ・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- ・ 障がい福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備

《障がい者制度改革》

国は、平成 26 年に障害者権利条約の批准をしました。

この条約は、締約国に対し障がいのある人に健常者と同等の権利を保障し、社会参加の促進に必要な措置を取ることを求めている。日本においては、国内法が未整備であったため、以下のとおり関係法の整備を進めてきた経過にあります。

さらに、令和 4 年 10 月に障害者の権利に関する委員会の総括所見の勧告を踏まえた施策展開が求められています。

【主な法律の施行や改正】

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| ・ 平成 23 年 7 月 | 障害者基本法 の改正 |
| ・ 平成 24 年 10 月 | 障害者虐待防止法 の施行 |
| ・ 平成 25 年 4 月 | 障害者総合支援法 の施行（翌年 4 月に全施行） |
| ・ 平成 28 年 4 月 | 障害者差別解消法 の施行 |
| ・ 平成 28 年 5 月 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 |
| ・ 平成 30 年 4 月 | 改正障害者総合支援法 の施行 |
| ・ 令和 4 年 5 月 | 障害者情報 アクセシビリティ・コミュニケーション
施策推進法の施行 |
| ・ 令和 6 年 4 月 | 改正障害者差別解消法 の施行
改正障害者総合支援法 の施行 |

このような国の動向から、障がいのある人が地域で生活する権利を保障する更なる取り組みが市町村に求められています。障がいのある人が地域で主体的に生活できる地域社会を構築するためには、行政だけではなく、市民・事業者の理解と協力による基盤づくりが必要不可欠です。